

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日 時 令和4年12月26日（月）
開会 午後2時
閉会 午後3時45分
3 場 所 正・副議長応接室
4 出席委員 （委員長）片岡健一郎、（副委員長）須藤智子
（委員）谷平敬子、梶谷規子
5 欠席委員 宮川隆
6 出席議員 伊藤隆信議長、関戸郁文副議長、水野忠三議員
7 事務局 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
8 委員長あいさつ
9 議長あいさつ
10 協議事項

（1）12月定例会の振返りについて

片岡委員長：12月定例会を振り返って反省点などいただきたい。

（委員会提出議案第3号「議会の個人情報保護に関する条例（新規制定）」について）

梶谷委員：会派内で調整不足であった点についてお詫びする。

須藤副委員長：もし一人でも委員が提出に関して反対であった場合は、委員会として提出できないのか。

片岡委員長：全会一致でないと委員会提出できないという規定はない。

議会事務局統括主査：11月28日開催の議会運営委員会でも同様の議論があり委員から全会一致を見出して提出することは叶わないこともあるという発言もあったところである。提出の際には自治法の規定に基づき提出するという文言が添えられておりそれに抵触しなければ委員会提出に当たっては成立するものとする。提出できるか否かと問われれば、提出は可能と考える。

片岡委員長：理想は全会一致であるが。

須藤副委員長：内容に関しては執行機関の条例に反対の意思を表明し、議会の条例にも反対するという立場で致し方ないところもあったか。

梶谷委員：法律に問題があると考えている。執行機関も議会もこれまで同様の運用をしていくとのことだが国の対応を危惧するところでの判断とさせていただいた。

片岡委員長：条例案は全会一致でなくても提出していけるという確認で、申合せであるが意見書は中身を熟考しながら全会一致で議会へ提出していく

という確認としたい。

須藤副委員長：意見書を各常任委員会が議会へ提出し、本会議で質疑になる場合も考えられ得るが、その際の答弁は常任委員会委員長か。

議会事務局統括主査：そのとおりである。先ほどの発言に捕捉であるが、全会一致での提出という判断をイエス・ノーで答えるならば全会一致でなくとも提出できると答えたが、委員会組織として熟考のうえで合意の下での提出がこれまでのところであるので、全会一致を見出していきたい。

片岡委員長：各委員会におかれても議論のうえ意見の一致が見られないこともあるだろうが、まずは全会一致を見出せるように努力いただきたい。

（請願の意見陳述について）

谷平委員（厚生・文教常任委員会委員長）：請願審査に係る請願者の意見陳述の際に、マスクを着用せず発言された請願があった。マスク着用が決まっていないので求められなかったが、今後の対応はどうか。

片岡委員長：この件は請願の意見陳述の際や質疑に対する請願者の答弁の際のマスク着用の有無に関することであるが、傍聴席の一般傍聴や議員に対しても考えられ得ることである。これらの方に対する議会としての対応は決めていないが今後の対応をどうするかということである。

伊藤議長：本会議でマスク着用なしに発言するのであれば、その時点で注意を促したいと考えるが、発言もない状況であったし一般質問など発言の際はマスクを着用されていたので注意までには至らなかった。その議員からはマスクを着用することで体調も悪くなると聞いてもいたし特に注意には至らなかった。

片岡委員長：今後、マスク着用なしに発言される際に議会としてどう対応するか考えたい。マスク着用をお願いを促すのか否か。

谷平委員：何か決まりがあれば。

片岡委員長：着用の根拠があれば示していくことも必要だろう。

議会事務局統括主査：根拠とは違うのかもしれないが、ホームページやほつと情報メールにおいて議会傍聴のお知らせを発信する際や議場等での傍聴に関する張り紙においては「咳エチケットを含むマスク着用にご協力ください。」と案内している。それを守って傍聴に来られる市民がいらっしゃる一方で、マスク着用なしに発言される方に対して議会から何もしないという対応に関してどう思われるであろうか。

須藤副委員長：請願者であったが。

片岡委員長：拒まれたらそれまでかもしれないが、一度はお声がけする必要があるかと考える。

谷平委員：マスクをしないその人はそれで良いかもしれないが周りにいる人にとっては不快かもしれない。

片岡委員長：傍聴の際にマスク着用をお願いを広く周知している以上は、議長や各委員長において一度はお願いをするということでどうか。体調面からマスクをできない場合もあるのでお願いが前提である。

伊藤議長：発言時にマスクを着用していない場合に、着用をお願いを促したとしてその後である。マスク未着用に罰則もないし従わない場合でも何もできないと思う。

片岡委員長：傍聴の際のお願いを行っている以上は、そうでない方に対するお願いを促す必要がある。お願いをしないのであれば傍聴の際のマスク着用のお願いもできなくなる。今後も傍聴者に協力を求めていくのであれば、マスク着用のお願いはそうでない方を見かけた場合に必要であろう。

伊藤議長：発言の機会にマスクをしていないようであったらマスク着用をお願いとして促す。それに従わない場合はそれ以上を求めずに議事を進めていく。

片岡委員長：3月定例会も考えられ得ることなので、議長や各委員長からのマスク着用お願いの呼びかけを一度はお願いする。

（一般質問通告要旨について）

片岡委員長：一般質問の要旨について「〇〇〇を求む。」という表現が適切かどうかを協議したい。質疑ではなく、要望とも取れる。

榊谷委員：特に問題ないのでは。

須藤副委員長：「問う」と「求む」では受ける側には違う。

榊谷委員：「〇〇〇を求めたいがどうか。」なら質疑の形式になり良いのではないか。

片岡委員長：実際には一般質問においてそのようなやり取りの質疑になるが通告要旨の表現としてはどうかというお尋ねである。

谷平委員：各議員の要旨を見ると「求む」という表現は割りと見受けられるし違和感はない。違和感がある議員もおられるようだから議題となったところかと思われる。

片岡委員長：「〇〇〇を求めるが市の見解はどうか。」といった表現にすべきか。

谷平委員：今まで何ら指摘なく用いてきたかと思うが。

須藤副委員長：今までは今までとして、指摘があったならば議論して直すべきものは直したい。

榊谷委員：個人的に違和感はないが、表現を直すならば「〇〇〇を求めたい

がどうか。」と質問形式に統一したら良いかと考える。

須藤副委員長：疑問に思った議員からは「〇〇〇を求める。」ではお願いであって、質問形式になっていないという指摘だ。

梶谷委員：要望を伝えて、それが岩倉市にとって応えられるものであるかどうかを答弁していく形式になると思うが。「市はどのように考えるか。」とまで通告すれば良いのか。

片岡委員長：表現を質問調に統一するかどうかと思う。一般質問時の質疑・答弁にこれまでと変わりはないと考えるが通告要旨上の表現方法の問題提起である。

梶谷委員：傍聴者や市民からの指摘であるか。

須藤副委員長：議員である。

片岡委員長：事務局にはどのように映るか。

議会事務局統括主査：個人としては特に気にはならない。求めればその回答が返ってくるのが自然なものと考えてる。

須藤副委員長：市政について尋ねるのが一般質問と考える。

梶谷委員：「〇〇〇を求めたいが市の見解はどうか。」まで書き込めば良いか。

片岡委員長：そこまで書き込めば表現として質問に映るであろう。

須藤副委員長：以前は、内容が解るように細かく書くべきという意見もあった。

片岡委員長：この問題提起に関しては議員個々の想いもあるだろうし、議会運営委員会で表現に統一性を持たせてルール化するのも難しいかもしれない。

須藤副委員長：決まりもないし難しい。

片岡委員長：市民が通告要旨を見たときにどう思われるかを考えながら、質問調の表現にしていいただければと考える。

水野議員：余談になるかもしれないが、質問の要旨は市が行っていることに対しての質問で、「こういうことをされているはどうですか。」という形になると思われる。要望は市が行っていないことに対する要望であるので、無限にあり得ることになる。市が考えていないことに対する要望になり得るので、基本は市が行っていることをベースに質問として構築するかと考える。

梶谷委員：市が行っていることは議案質疑の中で質疑が可能だが、そのための一般質問ではないか。

水野議員：市が全く行っていないことに対する質問は市の負担を考えてもだし、質問形式として市が行っていることに関連付けて質問するのが一般質

問の元来の形式であると捉える。要望であると市が行っていないことに対して何でも質問できてしまう。

須藤副委員長：議員は政党に属している議員もあればそうでない議員もある。政党の考えを一般質問に盛り込みながら市の考え方を尋ねることも必要になろう。一概に要望することが一般質問に馴染まないともいえない。また、議員が夢を語るということも否定してはいけない。今は要旨の書き方で、以前に「〇〇〇について」という表現は控えることとした。

枡谷委員：他の議会は「〇〇〇について」という表現はまだまだ見受けられる。

議会事務局統括主査：要旨の表現であるとか、市の一般事務というところを協議いただいているが、今年度、厚生・文教常任委員会は行政調査を行い福井県鯖江市、あわら市に調査に出かけた。鯖江市は「さばえ眼育プロジェクト」という事業を実施し、市民の目の健康について様々な取組を実施していることがわかった。確かにこの事業は、岩倉市では実施していないところであるが、目の健康に着目したときに先進事例として岩倉市でも取り組んではどうかという一般質問に繋がろう。そういった際の要旨の表現として「眼育プロジェクトについて」だけでは何を尋ねようとしているのかわからない。「眼育プロジェクトの導入を求める。」という表現、この後に質問がどう続くのかという疑問が残るかもしれない。「眼育プロジェクト導入の可否について質問する。」であればその後は2択の質問というように判断はできる。このような考え方ができるということかと思った。

片岡委員長：まずは市民の方の立場になって、分かりやすい表現を要旨に用いていただきたい。

（総務・産業建設常任委員会審査について）

片岡委員長：請願第4号の審査における動議のタイミングが適切であったか協議いただきたい。動議は意見書を提出してはどうかという内容であった。

枡谷委員：順番としては請願の採決前に、請願に添えられたものとは違う内容の意見書を用意されて、動議として発言された。正・副委員長として調整が進んでいたのか疑問であった。

須藤副委員長：正・副委員長で調整が図られぬまま動議となった。

片岡委員長：提出してはどうかという動議はあり得るのか。

枡谷委員：文案を用意されたが内容は変えても良いということであった。

片岡委員長：提出のタイミングがどうかと思ったわけである。

枡谷委員：常任委員会の審査の中で、請願者に対して意見書の内容を改めて提出し直してはという意見も委員から出たが、請願者は制度中止を求める

趣旨は通したわけである。

片岡委員長：常任委員会で意見書の中身も議論するものかなと感じたのだが。

梶谷委員：これまでは、請願に添えられた意見書（案）を請願の採択のままに委員会提出議案として本会議に提出していた。意見書提出を求める請願であるから請願採択と同時に意見書提出が決定されたが、委員会で意見書の内容までは踏み込んでこなかった。

片岡委員長：委員会運営に戻すと、請願の採決を終えた後に動議でもって委員会提出議案として意見書提出について審査するという流れで良いか。

須藤副委員長：採決の前か後か。

議会事務局統括主査：採決の後と考える。

片岡委員長：採決の後に意見書の取扱いのために動議が提出されるという流れとしていきたい。請願不採択という結果の下での意見書の取扱いというところで混乱も生じた。

水野議員：関連してだが、意見書（案）が示されて議論が必要となることも考えられ得る。そのまま常任委員会として取り扱うのか、休憩して協議会に切り替えて議論するのか、またはもっと別の場になるのか。意見書の結論の部分は常任委員会での取扱いが必要になると考えるがどうか。文面の一部分を削った方が良いとかこれを付け加えるといった細部に至るところの調整のことである。これらも常任委員会でやっていくのか。

須藤副委員長：常任委員会協議会でないか。

議会事務局統括主査：そういった調整となると常任委員会はふさわしくないのでは。委員会協議会の方がふさわしいと考える。

水野議員：今回は委員会で行った。

梶谷委員：委員会で委員間討議を行っており、このような調整を委員会で行うとなると会議録の作成も大変かもしれないが。常任委員会で意見書（案）を作成しても良いのでは。

議会事務局統括主査：会議録は常任委員会、委員会協議会いずれも作成しているので労力ということではなく、委員会は決定の場で協議会は協議及び調整の場であるので、細かい調整に入るならば委員会協議会の方がふさわしいかと考える。

片岡委員長：意見書の大枠が決まっているならば文案の決定にさほど時間は要しないだろうし、大枠が決まっていないのであれば調整にそれなりに時間が必要になる。

議会事務局長：常任委員会の審査順の確認であるが、今、動議の話があった。

議会事務局で作成している請願審査の手順としては、請願採決後に委員長

発議で意見書提出のための委員会提出議案の審査に入るという流れでよろしいか。誰か委員が挙手して動議提出ではなくて委員長からの発議である。

須藤副委員長：大野副委員長の動議提出であったが。

議会事務局長：当該請願が不採択であったため、委員長発議ではなく副委員長の動議となった。請願に添えられていた意見書は用いないという結果になったため委員長発議とはならなかった。委員から提出された意見書の内容を委員会で審査していくとなるとその後の議案等の審査にも影響を及ぼすので、その場ですぐにまとまらないようなものであるならば協議会の調整も必要になると考える。

片岡委員長：委員会提出議案の意見書（案）に各委員から意見があるのであれば、意見書作成は協議会に場を移すことも必要と思われる。基本は委員長発議により委員会提出議案として審査していく手順でお願いします。

梶谷委員：委員長発議でなくても委員発議でも良いのではないか。

片岡委員長：委員でも良いが委員長発議でも良い。

（休憩）

（請願の紹介議員の署名について）

議会事務局統括主査：請願提出の際の紹介議員の署名についてご協議いただきたい。実際に直面した問題ではないが、以前から気にかけていたことで、近隣市議会からも問合せがあったため相談させていただく。岩倉市議会は本定例会で取り扱うべく提出される請願及び陳情の締切りを申合せにより定例会初日の午後５時としている。請願は１名以上の議員の署名を条件として提出されるのだが、締切りから議会上程までの間に他の議員から追加の署名の申出があった場合の対応をどうすべきか相談したい。請願者の立場からすれば紹介議員が一人でも多い方が心強いであろうし、締切時に請願としての形式的要件が備わっているならば紹介議員が増えたとしても議会運営や委員会審査の手順に大きな影響はない。その一方で、締切りがある以上は守るべきものであるし、締切時に陳情として提出されていたものが締切後の署名で持って請願の形式的要件を具備するものとなり得る。

各委員：（各委員から「締切後の署名は受け付けない」という趣旨の発言有り。）

片岡委員長：本定例会で取り扱うべく請願は、締切りである定例会初日午後５時以降の追加の署名は受け付けないものと確認する。

（一般質問に係る資料について）

議会事務局統括主査：一般質問の要旨は議会運営委員会開催日前日（告示日）の正午までに事務局へ提出いただいている。併せて、執行機関とのヒアリング希望日も提出いただいているのだが、一般質問時にモニターを使用す

るのか否か、議場配付資料の有無についても連絡いただいているところである。今回、お願いしたいのは一般質問当日に用いる資料についてである。一般質問を午前中に予定されており資料がある場合は、当日の本会議再開前に議事日程表と共に議席へ配付させていただいている。午後の一般質問の場合は昼休憩の間に議席へ配付させていただいている。今回、午前に一般質問を予定され資料の議席配付を希望されている議員が何人かみえた。本会議再開の30分前には議席に着かれる議員もいらっしゃるため、会議資料は9時過ぎには議席配付を始めるようにしている。資料を持参される予定の議員が9時30分になっても登庁されず、結局は議員が登庁後の9時40分頃に事務局から資料提出についてお尋ねしたところ資料はやめたという返答であった。その後慌てて議席へ各資料を配付させていただいたのであるが、予定を変更されたのであれば事前に、せめて前日には事務局へ連絡願いたい。また、資料が当日に提出されたとしても本会議再開前の時間がないときでは困るので、一般質問を午前に予定されている場合は、遅くとも当日の午前9時過ぎには資料をいただきたいというお願いである。
(陳情について)

議会事務局統括主査：最近ニュースとして全国的に取り上げられている特定の宗教団体の関係者からの陳情である。新聞報道によると近隣市議会にも陳情が提出され、取扱いについて報道されている。今のところ当市議会への陳情提出はないが、提出の有無についても新聞社からの問合せを受けているところである。3月定例会に向けて陳情の提出があるかもしれない。その取扱いは、議会運営委員会で協議いただく必要があるため早めにご連絡させていただく。

片岡委員長：他の市議会の取扱いはどうであるか。

議会事務局統括主査：陳情の取扱いが各市議会でも異なっており、新聞記事にはあま市議会の対応が掲載されているが、陳情提出後に議会運営委員会を開催し、この陳情を議題に上げないことに決めたとされている。

片岡委員長：岩倉市議会の配付に留めるという扱いか。

議会事務局統括主査：そのように思われる。

関戸副議長：内容的に市の事務に当たるのか。

議会事務局統括主査：内容を見ていないので何とも申しようがない。

関戸副議長：要綱に規定する市の事務に該当するかどうかの判断になるかと思われる。

片岡委員長：提出されたならば協議していきたい。

(採決結果について)

片岡委員長：委員会採決の結果と本会議採決の結果で異なる意思を表明した議員があったがどう思われるか。本来は良くないと思うが、問題はないと考える。しかし、議員が討論をされたので議長の議事運営に支障をきたしたのではないかと考えた。委員会の採決結果と異なる意思を本会議採決に表すならば、特に討論も加わってくるので、円滑な議事運営の確保のためにも事前の議長への申出が必要ではないかと感じた。このような場合は、事前に議員から議長へ申し出ていただきたいというお願いである。各会派の議員へ伝えいただきたい。

伊藤議長：併せてであるが、以前に、本会議中の動議についても事前に議長へ伝えることを決めているので再度確認いただきたい。突然の動議が提出されると円滑な議会運営に支障が出るので予め伝え願いたい。

片岡委員長：これもお願いにはなろうかと考えるが、可能な限りご協力願いたい。

（会議録作成等に係る録音について）

議会事務局長：今定例会において録音ミスによって会議録作成及び動画配信でご迷惑をおかけしたことについて再度お詫び申し上げます。

（一般質問の要旨について）

議会事務局長：榊谷議員の一般質問要旨の事務局の誤りについて、従来は議員から提出された要旨をコピーペーストにて通告様式に貼り付けていくのだが、手書き提出の要旨は手入力を行う必要がある。できればデータで提出いただければミスもなくなるが、データ提出が難しければ丁寧な手書きのものを提出いただきたい。

須藤副委員長：期限ぎりぎりの提出ではないか。

榊谷委員：もっと早くに指摘すれば良かった。

（常任委員会の開始時刻について）

議会事務局長：定例会初日の先議に対する付託常任委員会や最終日の追加議案に対する付託常任委員会の開始時刻である。本会議が委員会付託のために休憩に入った時点で事務局から常任委員会の開始時刻と会場をアナウンスするのだが、委員会がその時刻よりも早く始められたりする。事務局も録音・録画といった作業が必要であるので、できる限りその時刻に始めていただくか事務局に機材の準備ができたかの確認をいただきたい。また、アナウンスを聞いた傍聴者も開始時刻に合わせて入室されるので気をつけていただきたい。

須藤副委員長：委員会室の時計の時刻が違っていた。第2委員会室側と第3委員会室側で時間が違っていた。

(2) その他

(令和5年度予算(議会費)について)

議会事務局統括主査：10月21日開催の議会運営委員会で令和5年度の議会費新年度予算について協議いただいたところである。その後に執行機関とのヒアリングを経て、現在は副市長査定の段階である。年が明けたら市長査定が行われ3月定例会に提出という流れとなる。10月の時点から変更になりそうな2点について報告する。1点目はヘルメットの購入である。現時点で流動的ではある。執行機関側で災害時活動用のヘルメットを更新する方向で検討されているようだ。更新が決定したならば議会においても同規格のヘルメットを議員の人数分を更新したいという件である。2点目は議長交際費である。今年度予算は40万円で、次年度も同額計上を予定していた。査定が進むにつれ、コロナ禍での近年の執行状況を踏まえて予算の減額を提案された。市長は次年度交際費を減額されたようだ。提案は10万円減額の30万円というものだが、直近でコロナが年明けに始まった令和元年度予算の執行状況を説明すると、コロナ感染が本格的に始まった令和2年年明けからは予算の執行が激減した。例えば大きな会議の出席に対する費用や弔意に係る香典費用といったものである。しかしながら1年を通すと27万円強の執行があった。コロナ禍ではあるが行事・イベントの復活や会議の開催状況をみると予算執行も実際に今年度は増えてきている。次年度の状況はわからないにしても令和元年度実績を基に考えたとき、予算30万円が妥当であるかどうか、なお、過去10年の議長交際費の執行状況を見ると40万円には達しないものの30万円以上の支出が半数の年を占め、10年前に50万円という予算を平成29年・30年頃に40万円に減額したという経緯もある。ヘルメットの更新と併せて協議いただきたい。

片岡委員長：実績を振り返るに当たって5万円減額の35万円が妥当と考えるがいかがか。30万円は厳しいか。

須藤副委員長：35万円が妥当かと思う。市長も35万円か。

議会事務局統括主査：市長は支出に関しても議長と比べると範囲も広く、支出の機会も多いので、議長交際費よりは高い。

各委員：35万円が妥当でないか。

片岡委員長：議会としては令和5年度の議長交際費に係る予算計上は35万円として要求していきたい。ヘルメットに関しては執行機関の状況を見極めながら執行機関側の予算計上が決定したならば、議会も同様のヘルメットで予算計上したいがよろしいか。

各委員：異議なし。

片岡委員長：他に予算で講師謝礼を計上し、これまで議会講演会を開催してきたがコロナ禍で開催を自粛してきた。今後も議会講演会を想定するならば予算計上は必要だがどのように考える。

須藤副委員長：予算の10万円では講師の依頼もなかなか難しい。

片岡委員長：予算計上する以上は、次年度は議会講演会開催が前提であることを確認したい。

各委員：異議なし。

議会事務局統括主査：講師謝礼は議会講演会の講師依頼が目的だけではなく、過去には議案に対する参考人として識見者を承知してお話いただいたこともあるので、近年の議会講演会のための講師謝礼ではなく広く有効的に活用できる予算でもある。

須藤副委員長：議案に対し賛成側、反対側の講師を招いて話を聞いたりすると予算的には少ない。しかし必要な予算である。

片岡委員長：次年度には議会講演会等の目的での活用を前提に計上していきたい。

（「議会サポーターの声」について）

議会事務局長：12月19日開催の議会基本条例推進協議会で「議会サポーターの声」の回答作成について協議されたが議会運営委員会で確認することとなっていたものがあった。

関戸副議長（議会基本条例推進協議会会長）：議員個人の一般質問に関するもの2件であった。個別の一般質問に関して委員会組織が回答を作成する必要があるのかこの場に諮るものであった。

須藤副委員長：個別の一般質問に対するものには答えられない。

片岡委員長：一般質問の個別案件に関するものは、まずは当該議員にこのような「議会サポーターの声」が届いているということを伝える。

須藤副委員長：以前にも一般質問に対する議員個別のご意見をいただいたことがあった。該当する議員へ伝えて組織としての回答は作成しなかった。

関戸副議長：それを議会運営委員会で確認したい。

片岡委員長：議会運営委員会の回答としては「各議員へ伝えます。」という内容でよろしいか。

各委員：異議なし。

片岡委員長：先のと通りの回答とする。

（議会図書の購入について）

議会事務局長：議会図書室に配架するにふさわしい図書があれば事務局まで

ご相談いただきたい。

片岡委員長：各委員から会派の議員へお伝えいただきたい。

1 1 その他

関戸副議長：年明けに1件、行政視察の追加が確定したのでご連絡する。1月19日午前10時からAチームの対応となる。長野県箕輪町である。